

# 義務教育学校における生徒指導についての展望と課題 ——横浜市立霧が丘学園の事例をもとに——

酒井 徹

## 1. はじめに

現在、学校では児童生徒に関する新たな課題が次々と顕在化し<sup>1)</sup>、保護者、地域住民や関係諸機関との協働によってその克服が図られている。しかしながら、社会構造の変化や価値観の変遷により、児童生徒の意識や行動様式が従前とは大きく異なり、その変化の加速度も年々増しているように思える。このような中で、新たな課題に対応するための方策として、小学校と中学校が連携や協働して教育活動にあたる小中一貫教育推進の重要性が指摘されている<sup>2)3)</sup>。

平成27年6月には改正学校教育法が公布され、その第一条に新たな校種として義務教育学校が加わり、平成28年4月には全国で22の学校が義務教育学校へと移行（開校）した。このことから義務教育学校など小中一貫教育や小学校と中学校の連携を旨とした教育活動の推進が、現状の学校教育における諸課題を解消する手立てとなるものと期待されていることがわかる。

生徒指導面においても現在様々な研究がなされており、小中の教職員が連携を深めることで指導上の成果を上げている<sup>4)</sup>。教職員の連携や協働に加え、児童生徒の良好な人間関係形成をめざした取組などについて、1年生から9（中学3）年生の年齢幅を活かした活動や継続した指導を行うことは、いじめや不登校の減少など生徒指導の充実を図るための有効な手立てとなるものとする。本稿では9年間の児童生徒のまとまりを生かす視点から、いじめ問題を軸に生徒指導についての展望と課題について論述する。

## 2. いじめ問題から見える生徒指導上の課題

### 2.1 生徒指導上の諸問題の実態

わが国においては第二次世界大戦後、児童生徒の問題行動が多発した時期として、昭和26年（少年非行の第1のピーク）、昭和39年（同第2のピーク）、昭和58年（同第3のピーク）があった<sup>5)</sup>。

非行の特徴や背景として、第1のピークは、「終戦直後の社会的混乱と経済的窮乏を背景

として非行が激増したものであり」、第2のピークは、「急速な経済成長に伴う都市化の進展、都市への人口集中、享楽的風潮の広まり等少年非行を誘発しやすい社会構造への変化を背景としており」、第3のピークは、「経済的豊かさを達成したなかで、連帯意識の希薄化、核家族化、価値観の多様化が進み、また、青少年の間にせつな的な風潮や克己心の欠如という現象が広まったこと」等にあった<sup>6)</sup>。また第3のピークでは、児童生徒間での暴力、対教師暴力、学校等における器物破損など、児童生徒による「校内暴力」事案が多数発生した。第3のピークは、他のピークとは状況が異なっているといえる。これ以降については明確なピークを確認することはできないものの、依然としていじめ、暴力行為等の問題行動が多く発生し現在に至っている。とりわけいじめに関してはそれが原因となる児童生徒の自死が各地で発生するなど、生徒指導上の喫緊の課題となっている<sup>7)</sup>。そこで、いじめに関する実態把握のあり方がどのように定義されているかを理解するために、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下、同法と表記）によるいじめの定義を確認すると、「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（同法第2条）である。

## 2.2 いじめ認知件数

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）の結果を分析すると、文部科学省（文部省）がいじめに関して調査を開始した昭和60年以降では、昭和60年、平成7年、同18年などに件数のピークがあり、平成28年も増加し続けている。

しかしこの間には、いじめの定義に変更があったため、件数の多少等について単純な比較を行うことはできない。そこで、同じ定義のもとで実施したいじめの件数調査を比較すると、例えば、平成24年度は前年と比べ2.82倍の認知件数（全校種の合計：平成23年度70,231、平成24年度198,109）を示し、小学校にいたっては3.54倍（平成23年度33,124、平成24年度117,384）となっている（図1参照）。

筆者は公立中学校や教育委員会事務局で生徒指導主事及び生徒指導担当課長等を通算20余年つとめるなど、生徒指導に取り組んできた者の一人として、特定の年度にいじめが極端に多く発生していることは理解に苦しむ。また、児童生徒の実態とは齟齬を生じているように感じる。その原因の一つとして、いじめを認知するあるいは発生を把握するのは教職員など大人であって、実態は多数の暗数が存在するためと推察する。

事実いじめに関する同一の調査を同じ地点で繰り返し、経年的な変化を追跡してきた国立

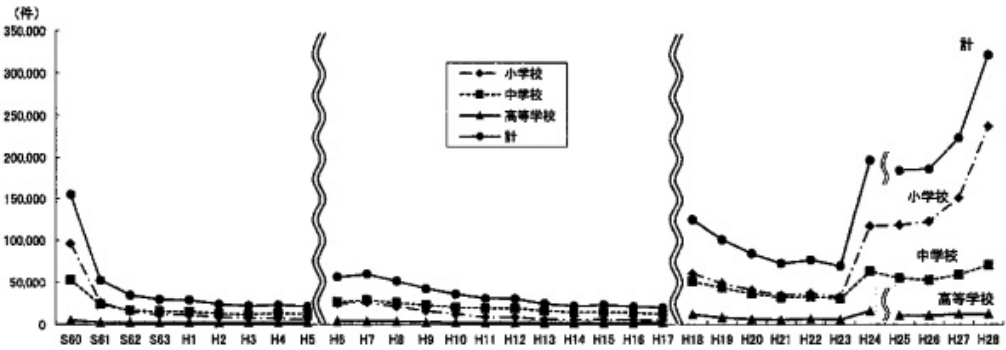


図1 いじめ認知（発生）件数の推移（平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題調査」（速報値）文部科学省）

教育政策研究所の結果によれば<sup>8)</sup>、従来から発生の様態として最も多いと報告されてきた「仲間はずれ・無視・陰口」など「暴力を伴わないいじめ」の被害経験率は、中学校男子の場合12年間の調査では平均で32.2%であり変動は上下8%程度でしかなく、年度によって急激に変動することはなかった。中学生女子でも急激な変化は見られない。また男女とも「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」など「暴力を伴ういじめ」の結果においても、件数の急増あるいは急減といった事実は確認できなかった。

つまりいじめについては、自死等事案の発生による社会の関心や市民意識の高まりによって、教職員や保護者等による認知件数は大幅な増減を示すことはあろうが、実態としては、発生実数には大きな増減はないととらえることができよう。

### 2.3 いじめの対象

平成8年1月、文部大臣は「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という緊急アピールを発表した。従来、特定の「いじめっ子」と「いじめられっ子」が存在することで、いじめは発生すると理解されてきたため、このアピールはなかなか教職員等には浸透しなかった。

先の国立教育政策研究所による調査では、小学校4年生から中学校3年生の間の6年間、12回にわたる「暴力を伴わないいじめ」の被害経験を受けた児童生徒574人に対して詳細な調査を行っている。すると、12回の調査中12回とも被害を受けた者24人、同11回33人、同10回32人、同9回37人、同8回55人、同7回35人、同6回47人など、半数の6回以上いじめ被害を受けた児童生徒の割合は45.8%であり、6年間に3回以上いじめを受けた児童生徒の割合は70.4%であった。

また、加害経験者570人についても同様な調査を行い、12回ともいじめを行った者16人、

同11回18人、同10回34人、同9回41人、同8回33人、同7回35人、同6回54人などであり、先と同様に処理すると、それぞれ40.5%、69.1%となる。

つまり、「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が被害者にも加害者にもなり得る。それに対して、「暴力を伴ういじめ」に関しては、同様に先の国立教育政策研究所による調査では被害、加害とも一部の児童生徒に限定されるものの、「暴力を伴わないいじめ」の発生件数の方が圧倒的に多いことから、いじめは特定の児童生徒だけの課題ではないと判断できる<sup>9)</sup>。

## 2.4 いじめ解消・防止のための手立て

いじめを防止し解消するには、教職員や保護者など児童生徒の周囲にいる大人が初期に見し対応する、理想的には未然に防止するべき課題であるとの考えが強い<sup>10)</sup>。このことは「重大ないじめ」を生じないためにも重要な視点であると考えられる。

しかし、いじめは児童生徒が加害者であり、被害も児童生徒が受ける実態をとらえれば、この問題は児童生徒が主体となって取り組むべき課題である。事実、法律で「児童等は、いじめを行ってはならない」（同法第4条）と規定されている。法律にいじめの禁止が規定されたことは大きいですが、加害者に罰則を求めているものではない。同法でいじめを行ってはならないと規定したことを知らない児童生徒も多数存在するであろうし、知ったところで加害者が直ちにいじめを止めるとも思えない。これまで教職員が知恵を出し合い、児童生徒の心を打つ指導をめざしてきた。今後は児童生徒に関わる多くの大人の力を結集し、人権を尊重する上で、また道徳的にも、行ってはならない、あってはならない喫緊の教育課題として取組を強化し繰り返す必要がある。

同法では、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者にもそれぞれ責務等を規定しているものの、児童生徒に禁止という非常に重く強い要求を突き付けている。これまでの学校教育では、「いじめは児童生徒自らが取り組むべきこと」といった視点が弱かった、あるいは欠けていたとは言えないだろうか。

そこで全児童生徒に対して、法律が児童生徒一人ひとりに何を求めているのか等について、発達段階を考慮しながら説明し、理解させることも肝要であろう。その上で、学級などにおいて、いじめと無関係な児童生徒の社会を形成するには、児童生徒自身の取組が必要となることに気づかせたい。

## 2.5 児童生徒の人間関係形成

児童生徒にいじめを禁止する法律が存在し、仮にそれが全員に正しく理解されたところで、直ちにいじめが根絶できるわけではない。児童生徒には本音と建前があるためだ。建前

としていじめは悪と理解していても、本音でいじめの根絶をめざして行動することには直結しない。

次に示すのは筆者が教諭として勤務した2校目の学校で、いじめの被害を受けていた女子生徒のモノログである。彼女は中学校卒業後、小学校時代からいじめを受けていたこと、中学校入学後も卒業までいじめ被害にあっていたことについて話してくれた。

私の所属していた部活動には、同学年に20名の女子がいました。最初はどうってことなかったのですが、この中のIさんは実は小学校時代に私に対していろいろチョッカイを出した中心人物の一人でした。そして彼女は部活のみんなに、「あの子には友達はいなかった」とか「あの子は〇〇だった」とか話していたようです。そのようなことが繰り返された結果、別の小学校の出身の人たちも私を見る目に変化してきたように感じました。部の中で私がされたのは「無視される」、「連絡事項が私には伝えてもらえない」、「私の失敗をいつまでも言われ続ける」ことでした。どれ一つをとっても私には耐えられないことでした。

けれども、相手からすれば「手ごたえがないと、いじめる気がしなくなるのでは？」と思ったから、いつも表面的には笑顔でいました。どうしても我慢できなくなった時も、人前では決して泣かないことを心に誓い、そういうときはトイレで気づかれぬように泣きました。

部員は誰も20番目の存在になりたくなかったみたいです。20人中の19番目でも18番目でも、まだ下に私がいたから「自分は一番下ではない」という思いが彼女らの精神的な安定につながっていたようです。だから私はいつも20番目でした。私がそうでなければ、彼女らは安心できなくなってしまうのです。そのために、私はいじめられ続けました<sup>11)</sup>。

このモノログからは、生徒たちは自分よりも弱い立場の対象をつくるために相手をいじめ、自らの安定を図ろうとしていることがうかがえる。すべてのいじめが、このような生徒間の序列を形成するために発生しているとは思えないが、寒々と硬直した人間関係を温かみのある柔軟なものに変質できるように、児童生徒を取り巻く大人たちが手を携え合う必要があると考える。

人間関係育成に関しては、前回平成20年公示の『中学校学習指導要領』解説総則編では「生徒一人一人が自己の存在感をもちながら」とあったものが、平成29年公示においては「存在感を実感しながら」と書き換えられている。すなわち、児童生徒のより良い人間関係の形成のためには、誰もが自己の存在感を実感できることが重要であることを暗示している。

この重要性がより明確となったことに筆者は注目するとともに評価したい<sup>12)</sup>。

なお、今回の学習指導要領の改訂では、教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等においても人間関係形成の充実が求められている。今後はより積極的な取組が必要であり、児童生徒が安心して活動に参加できる集団の形成がポイントとなる<sup>13)</sup>。

### 3. 横浜市立義務教育学校霧が丘学園での取組

筆者が初代校長をつとめた横浜市立義務教育学校霧が丘学園では、児童生徒間の良好な人間関係の形成を軸にした教育活動を推進した。同校での取組等について示す。

#### 3.1 義務教育学校の概要

まずは義務教育学校の概要を示す。義務教育学校では児童生徒の在籍学年が1年生から9年生であり、学年の幅が広いいため児童生徒間の交流によって良好な人間関係の育成や定着が図りやすい。また、義務教育学校ならではの取組も多い。義務教育学校は法規化により平成28年4月以降に開校し、初年度は全国で22校であった。横浜市では横浜市立義務教育学校霧が丘学園のみが設立されることとなった。

ところで、文部科学省『学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について（通知）』（平成28年3月）年及び「横浜市立学校の管理運営に関する規則」等によれば、これまで学校教育法上は、「小中一貫校」という校種はなく、一貫校であっても「小学校」及び「中学校」として扱われていた。

平成27年の法改正後はその第1条に「義務教育学校」として新たに校種が位置付けられた。修業年限は小学校が6年、中学校3年であるのに対して、義務教育学校では9年間（前期課程6年と後期課程3年に区分）である。小学校、中学校は市町村に設置義務があるのに対し、義務教育学校は市町村の判断により設置が可能である。

教育課程に関しては、小学校、中学校はそれぞれの教育課程を編成し、教育課程編成の特例については文部大臣の指定が必要であるのに対し、義務教育学校では9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成する。また、一貫教育の実施に関わる教育課程編成の特例があり、文部科学大臣の指定は不要であるが、学習指導要領は小学校、中学校のものを準用する。

職員については、校長1名、総括担当の副校長（横浜市では「准校長」）1名に加え、副校長2名が管理職として配置され、教職員は、前期課程と後期課程とで1つの職員組織を構成するが、教職員定数は小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じである。教員免許については、義務教育学校では原則として小・中両免許状を併有することとなっているが、当面の間は併有が猶予されるものの併有を促進するとしている。

### 3.2 生徒指導に関する展望

このように義務教育学校は、前期課程と後期課程の全教職員が、9年間の義務教育課程に在籍する児童生徒を指導することが基本となった。そのために、

- ①9年間にわたり児童生徒を継続して育成することができるなど指導の継続化に関すること
- ②性格、行動特性や家庭環境等について、長期間に蓄積された情報をもとに児童生徒一人ひとりを配慮した指導が行えるなど個に応じた指導実践に関すること
- ③交友関係や人間関係等に配慮した学級等の編成がしやすいなど対人関係への配慮に関すること
- ④学習でのつまづきを生じた学年等の把握がしやすいなど継続的で一貫性のある学習指導に関すること

等の大きなメリット<sup>14)</sup>を活かすことができるようになった。とりわけ児童生徒の人格形成等に大きく関係する児童生徒指導については、多くの可能性があり、指導の継続性や一人ひとりの児童生徒の長期にわたる育成・指導情報の蓄積は、生徒指導を進めるにあたって何よりの推進力となる。

さらに加えて、教職員の指導による効果だけではなく、最大で9年間の年齢幅がある児童生徒の交流によって、校内で後期課程生徒など上級生の対人関係に関する社会性を育成、定着することが容易になる。前期課程児童にも、身近で活動する後期課程生徒を近い将来の自己の目標としてとらえるなどの効果が期待できる。予測される効果を挙げれば、

- ・将来はあのような頼りがいのある（すてきな、何でもできる、かっこいい）上級生になりたいなど生徒が児童のロールモデルになること
- ・困ったとき、つらい時に助けてくれるなど生徒が児童の援助、支援者となること
- ・小さい子にはわかりやすく（やさしく、ていねいに、親切に）接しようとするなど思いよりの心が育成されること
- ・下級生へ援助等することによって得られる下級生やその担任、保護者、その他教職員からの「ありがとう（とつても助かった、君のおかげでうまくできた、役に立った）」等の言葉によって自己有用感の育成が図れること

等が考えられる<sup>15)</sup>。

このように義務教育学校など小中一貫教育では、修学年限などその特性を活かすことで、児童生徒の活動が活性化され、さらに教職員の継続的な取組等によって深みのある指導が行えるなど、生徒指導の充実を図ることができる。

### 3.3 霧が丘学園<sup>16)</sup>での実践と成果

横浜市立義務教育学校霧が丘学園は、前身の小中一貫校を発展させて設立された。平成

28年4月現在、小学部（前期課程）629名、中学部（後期課程）335名の合計964名の児童生徒が在籍し、各学年ともおよそ110名前後である。学級数は一般級では全学年とも3クラスの計18学級、小学部特別支援級4クラス、中学部特別支援級2クラスの計6学級であった。

平成26年度からは継続して「小中一貫教育の特性を活かした児童生徒の自己有用感の育成」をテーマとし、研究と実践に取り組んできた。研究目標を達成するための具体的な方策としては、儀式、文化活動、健康安全・体育活動、勤労生産・奉仕活動における全学年児童生徒が参加する縦割り活動、6年生が7～9年生（同校では中学校1年生を7年生、2年生を8年生、3年生を9年生としている）の部活動へ参加、1年生と6年生、2年生と7年生、3年生と8年生、4年生と9年生による交流給食会の実施、小学部児童が中学部の授業を参観するなどの児童生徒の交流機会を多く持つことに加え、1年生～9年生の生徒指導担当者による情報交換会（児童生徒指導部会）の開催、同担当者による指導育成情報の集積と活用、小学部、中学部教職員が協働しての指導、事例検討会等研修会の合同開催など教職員が協働する生徒指導を推進することであった。

全学年児童生徒が参加する縦割り活動は、「霧魂タイム」<sup>17)</sup>とネーミングし、年間を通じて取り組んでいる。霧魂タイムは通常は授業時間内での活動であるが、必要に応じて休み時間等に活動することもある。全校で約30のグループがあり、各グループとも学年3名程度が参加しメンバーは固定化している。年度末になると9年生は卒業により抜けるが、翌年度は新1年生が加わる。つまりグループへの所属が決まると、9年間同じグループに属し、学園を卒業するまで仲間と活動することになる。縦割り活動について、生徒から次のような感想が寄せられている。

霧魂タイムも残すところ後1回になりました。1年間活動してきて、メンバーのことを本当のきょうだいのように感じる場合があります。僕は一人っ子だから余計にそのように思うのかもしれません。最初は小さい子は苦手で、ただうるさく騒ぐ存在だったけど、最近は僕たち中学生にまわりついてきます。この間は、来年の修学旅行で奉納する鶴を折りましたが、手本を見せたら1年生もうまくできるようになりました。その時に、「教えてくれてありがとう」と言われ、とてもうれしかったです。担当の先生にも、「ていねいに教えてくれたね。1年生もきっと忘れないよ。」と言われ、「いいことしたんだ」と実感がわきました。【8年生男子】

6年生の中学部の部活動への参加<sup>18)</sup>については、11月前後から6年生が正規の部員として活動する。体験入部や仮入部とは異なり、上級生と同じ条件で活動する。しかし、体力や技術等への十分な配慮を行っている。また、中学部に進級する4月には、他の部活動に移る



ことも認めている。活動に参加した6年生からは次に示す感想が寄せられている。

放課後、朝練習に参加して感じることは、中学生がやさしく教えてくれていることです。先輩たちは自分の練習だけでも大変なのに、一つひとつをていねいに教えてくれます。そのお蔭で、この1週間で少し自信がついたようにも思います。【文化部女子】

「先輩たちはすごい！」と感じます。動きが僕たちとはまるで違います。自分も練習して早く先輩たちのようになりたいと思います。あと、あいさつとかも先輩たちは大きな声で自然に交わっています。僕も見習おうとしています。【運動部男子】

同校でも小学部では1年生と6年生がペア学年として、活動を共にする機会を多くしている。この活動を通じて、ペアの関係性が深まっていくが、7年生以降もお互いの成長を確認する場として、2年生と7年生、3年生と8年生、4年生と9年生による交流給食会を実施している。この活動に関する生徒の感想を掲載する。

昨年のペアの子と食べることで、自分たちが成長したところ、2年生が成長したところを確認しながら、楽しく食べることができました。2年生は去年に比べてたくさん食べるようになりました。また、1年生の時は叫んでいたり、自分勝手に立ち歩く子もいたけど、そういう子はいませんでした。行動するときには時間を考えてできるようにもなっていると思います。成長しているんだなと感じました。去年の話をしていた時に、「いろいろ教えてもらったことが役に立っている」と言われました。とてもうれしかったです。これからもいろいろな読み聞かせやレクをしたりして、交流を続けたいと思いました。【7年生女子】

さらに学習面においても、身近な上級生の取組を参考にして自らの目標を立てることは有意義である。そこで小学部児童が中学部の授業参観を行っている。例えば合唱のレベルの違いを実感する、国語科授業での表現力が自分たちとは異なることに気づく、実験や実習の手際の良さを目の当たりにする等によって、自分たちの現在の学習が数年後にどのように深化、発展するのかを理解した上で、今後の学習に対する目標を設定する等が目的である。この取組に関する児童生徒感想を紹介する。

2時間目の理科の授業の時に小さい子の声が聞こえたから、小学生が中学部の図書館にでも来たのかなと思いました。そしたら急に3人の子が教室に入ってきたのでびっくりしました。1年生が学校探検で来たみたいでした。いきなりだったのであわてました。

3人とも教室の後ろに座ったのですが、正直、「変なところは見せられない」と感じました。急にみんなも勉強モードになったと思いました。休み時間に1年生の担任の先生とすれ違いましたが、「緊張しました」と話したら、「1年生に頑張っている姿を見せてくれてありがとう」と感謝されました。【9年生男子】

8年生の合唱は上手できれいな声でハモっていました。声が大きいだけでなく声の出方や歌う時の表情など、私たちとは全く違いました。どうしたらあんなに歌えるようになるのか不思議なくらいでした。私たちは中学生を見習って頑張りたいと思います。【4年生女子】

教職員の取組—小学部と中学部の教職員が協働しての生徒指導の実践—については、改めてその効果や可能性を記述する必要もないと思われる。同校の教職員は最長9年間の期間にわたり児童生徒の指導に携われるメリットを活かし、兄弟姉妹への指導記録や育成情報等も参考にしながら、小学部、中学部の壁を取り払い指導している。

なお、同校ではこれらの取組による客観的な成果や課題を確認するために、平成26年度から『わたしの学校生活』しらべ<sup>19)</sup>を、4年生から9年生を対象として年間2回実施し、その結果を指導や研究成果の確認に活用している。

この調査の中では、「わたしは、学校に来るのが楽しいです」など45項目の設問に対して、「あてはまる」、「まああてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「まったくあてはまらない」の中から選択して回答している。

これらの設問のうち、「わたしは、学校に来るのが楽しいです」、「わたしは、みんなで何かをするのは楽しいと思います」、「わたしは、クラスの人役に立っていると感じています」、「わたしは、他の学年の人役に立っていると感じています」の4設問について、児童生徒指導の有効性や児童生徒の良好な人間関係の育成、定着状況を確認する基本設問ととらえた。一例として28年度9年生についての結果を提示する(図2～図5参照)。グラフの横軸は実施時期である7年生時の7月、同1月、8年生時の7月、同1月、9年生時の7月、同1月を示し、縦軸はそれぞれの設問に「あてはまる」、「まああてはまる」と回答した生徒の割合(%)を表す。

4つの設問のうち9年生時の1月に実施した「他の学年の人役に立っている」では、同7月実施分よりも数値が低下している。しかしこれは調査時が受験期に重なり他学年の児童生徒を気にかける余裕がなかったことや、実際にこの時期には他学年との交流行事等が行われていないことによるものと推測する。このことを勘案すれば、傾向として学年が上がるにつれて学校への帰属意識が増し、仲間との良好な人間関係が構築され、対人関係に関する社会性の育成が図られていると判断できる<sup>20)</sup>。なお同様な傾向は他学年の児童生徒による調

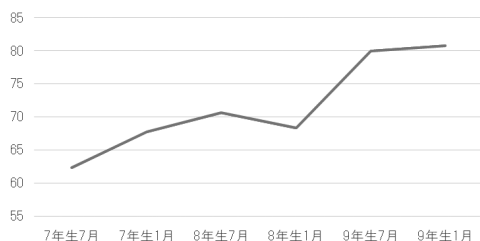


図2 学校に来るのが楽しい (%)



図3 みんなで何かをするのは楽しい (%)



図4 クラスの人の役に立っている (%)

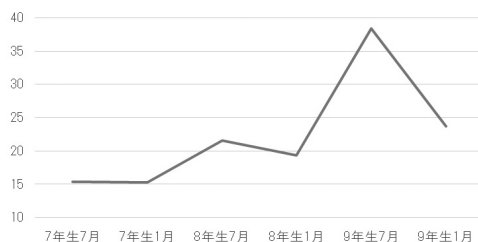


図5 他の学年の人の役に立っている (%)

査結果からも得られている。

次に本論の前半で強調した生徒指導上の重要課題であるいじめの発生状況について、中学部のこの3年間の認知件数を調べてみた<sup>21)</sup>。

すると、26年度、1件、27年度、1件、28年度、2件であった。これを最新の全国統計<sup>22)</sup>と比較すると、全国では児童生徒1,000人あたり23.9件であるのに対し同校では5.9件であり、いじめが発生しにくい学校となる可能性がある。いじめについては、教職員の指導に加え、児童生徒は児童会、生徒会を軸に自発的にいじめ根絶に向けた話し合いをもち、投書箱を活用した取組等を行っている。けれどもこのような状況にあるのは、9年間の在籍期間を視野に入れ児童生徒間の良好な人間関係形成をめざした取組の結果であり、それによって児童生徒の人間関係が濃密になりいじめを許さない雰囲気を醸成しているためと思われる。

また、いじめ問題と並んで生徒指導上の課題である不登校児童生徒(年間30日以上欠席)数について、この3年間の同校状況を調べたところ、

- ・26年度、小学部6名、中学部6名、合計12名
- ・27年度、小学部3名、中学部11名、合計14名
- ・28年度、小学部3名、中学部4名、合計7名

であった。ちなみに、平成28年度の在籍児童生徒数に対する同校の不登校出現率は、小学部0.48%、中学部1.19%、小中合計で0.76%である。これは、先の最新の全国統計による

不登校児童生徒の出現率、小学校0.48%、中学校3.01%、小中合計1.35%に比べ低く、中学部の出現率は全国を大きく下回っている。つまり、不登校児童生徒が出現しにくい学校になる可能性もある。

同校では、教職員が声かけや電話連絡等を積極的に行い、新たな不登校児童生徒を出現させない未然防止を意識した取組を行っている。さらに、欠席者には交友関係のある児童生徒が学校の様子を伝えるなど、親しい仲間も支援に加わっていることもこの状況に大きく影響しているものと判断している。

これらの事実、児童生徒の良好な人間関係の形成を目ざす視点から生徒指導を推進したことにより、児童生徒が成長を遂げた成果であると理解する<sup>23)</sup>。

#### 4. 終わりに

横浜市立義務教育学校霧が丘学園では、現在のところ大きな課題はなく、学校生活に満足している児童生徒が多いものと判断している。このことは、保護者や地域を対象とした調査等からも裏付けられている<sup>24)</sup>。「小中一貫教育の特性を活かした児童生徒の自己有用感の育成」をテーマとして取り組んだこの3年間は、児童生徒が「自分は役に立つ存在である」との認識をもち、それが「相手を思いやる心」の成長につながったと理解している。相手の気持ちを想像し、思いやることができれば、いじめ、暴力、対人関係のもつれに原因する不登校など、生徒指導上の課題は未然に発生を抑えることができるはずである<sup>25)</sup>。

霧が丘学園では、教職員がアイデアを出し合い、協働して取り組むことによって現在の状況が実現できた。しかし、児童生徒には日々新たな課題が顕在化するのが常である。どのような課題が生じて、児童生徒の健全育成をめざし、良好な人間関係の育成を意識した生徒指導を継続することがその解消につながると考える。教職員の多忙化解消という大きな課題がある中で、今後も継続した実践を行うことが重要であり、途切れのない実践をいかに継続するかが重要である<sup>26)</sup>。各学校において、小学校、中学校など接続する異校種間での連携を強め、協働した教育活動を実践することが、生徒指導のみならず健やかな児童生徒の育成にとってのキーワードとなるものとする<sup>27)</sup>。

そして今後は、児童生徒の自己有用感の育成や定着を図ることが重要な課題となるものと認識している<sup>28)</sup>。

#### 注

- 1) 文部科学省『平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)』参照。

- 2) コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議による『小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の在り方について（第一次報告）』（平成26年10月）の表現を引用すれば、「教育再生実行会議第5次提案（平成26年7月）では『今後の学制等の在り方について』が取りまとめられ、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について提言された。具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援をはじめ、幅広い提言がなされており（以下略）」とあるように、小中一貫教育を推進する必要性について示している。
- 3) また、コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議による提言を受けた中央教育審議会答申、『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』（平成26年12月）では、小中一貫教育の現状と課題について、「状況を総括すれば、小中一貫教育に取り組んでいる学校や教育委員会は全国に広がっており、多くの取組から顕著な成果が報告されている。特にいわゆる『中1ギャップ』の緩和に関連する成果や1学年・学校の枠を越えた継続的な指導が必要な項目、教職員の意識改革に関わる事項について大きな成果が見られている。一方、教職員の負担軽減や負担感・多忙感の解消、研修・打合せ等の時間の確保など、小中一貫教育を推進する上で解消を図っていくべき課題も認識されている」としている。
- 4) 数多くの報告があるが、例えば青木2010年参照。
- 5) 文部科学省『生徒指導関係略年表』参照。
- 6) 警察庁『昭和57年版警察白書』参照。
- 7) 2017年7月3日付、毎日新聞参照。
- 8) 国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2013-2015』2016年参照。
- 9) 田中2012年148頁及び、横浜市教育委員会『「いじめ」根絶！横浜メソッド』学研教育みらい2014年、参照。
- 10) 国立教育政策研究所『生徒指導リーフ8「いじめの未然防止I」』2015年参照。
- 11) 酒井（1997年）参照。
- 12) 文部科学省「中学校学習指導要領総則編」平成29年7月、96頁参照。
- 13) 吉田（2014年）参照。
- 14) 本間（2016年）参照。
- 15) 自己有用感についてはやや長くなるが、事例をもとに説明を加える。

Aは小学校に入学以来、周囲の児童に対して、冷やかし、からかいを行い、時には攻撃的な言動を示すこともあった。教職員がその都度指導したが、本人は行為を反省することも、相手を傷つけていることへの自覚もなかった。相手の児童に対して、感じたこ

とを伝えただけと自己弁護を繰り返した。

やがてその行為がエスカレートし、周囲の児童は関わりを避けようとした。Aの保護者に状況を説明し協力を依頼しても、相手がけがを負った場合以外は、「当該児童の特性だから…Aの行為には、きっかけとなる相手の言動もあったことだろうから」等と、取り合おうとはしなかった。

中学校に進級した頃、Aには親しい友人はほとんどいなくなってしまうが、そのことを気に留め、真剣に意見したのは小学校時代から同級のBであった。Bも本音ではAとは関わりたくはなかったが、このままではAが孤立してしまうと考えての行動だった。Bの思いの一部が通じ、Aは他人とのやり取りの際には、相手を責めないことを意識するようになった。その後1年以上が経過したが、今では意識的にAを避けようとする生徒はほとんどいなくなっている。

この事例に関しては、児童生徒自らが努力し、周囲の友人がそれぞれの立場で当該生徒を支えたことから、良好な人間関係が形成できた。また、それが当事者の成長につながった。しかし児童生徒の取組だけが状況を好転させたわけではなく、両事例とも見えないところで学級担任ら教職員の意図的な取組もあった。教職員はAの自己有用感を高めるために、「君は仲間になんかよかったね」、「学級のために一生懸命にやっているね」、「学級の役に立っているね」等の意識した言葉を継続してかけた。学級担任らによれば些細な役割を評価され認められたことをきっかけに、進んで相手や学級のためになると思われる行動を示すようになった。その繰り返しが相乗効果を生み、Aは穏やかな学校生活を送ることができるようになった。

ところで、自己有用感と同義もしくは類似する概念として、自己肯定感や自尊感情がある。自己肯定感や自尊感情は、自己認識が不十分であり他人による評価と一致していない場合でも、「自分にはよいところがある」、「私はすごい存在だ」、「やっぱり自分でない」と等の誤解に基づく一方的な感情や自己評価の結果ということもあり得る。それに対して自己有用感とは、「あなたがいてくれて心強かった」、「君がやってくれたから助かった」、「あなたたちがやってくれたから小さな子たちが喜んだ」等の自分以外の相手からの評価によって、「自分は役に立ったのだ」、「ほかの人から感謝された」、「ほかの人に認められた」等、他者と自分との関係を肯定的に受け入れることで生じる評価である。

事例では、Aに関わる教職員集団が、当該児童生徒らの自己有用感の定着や育成を意識した声かけ等を行うことで自己有用感が育成され、心のゆとり—相手を思いやる気持ち—が生まれた。集団生活を送る中で、相互に相手を思いやる言動が交わされることは、「居場所」、あるいは「絆」が形成され、集団の安定性が増すとともに集団への帰属意識が高まることにつながる。自己有用感については渡辺（2016年）も参照されたい。

- 16) 前述の通り筆者は同校の初代校長である。同校に関する内容について論述することに関しては現校長の同意を得ている。なお、平成28年度において、全国22校の義務教育学校のうち児童生徒の良好な人間関係の育成を軸とした教育活動を実践していた学校は他には確認できなかった。
- 17) 2014年9月12日付、読売新聞参照。
- 18) 2016年1月7日付、教育新聞、同1月14日付、朝日新聞、同1月21日付、神奈川新聞、同1月29日付、読売新聞、同7月8日付、日本経済新聞参照。
- 19) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターが作成。学校は同研究所の協力を得て実施した。
- 20) 山本2015年、和田2015、本間2016年参照。
- 21) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」及び同「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」への報告件数である。
- 22) 文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）である。
- 23) 横浜市教育文化研究所『jan』2017年参照。
- 24) 保護者、地域を対象とした、平成27年度「学校評価アンケート」からは、
  - ①「人とかかわりや体験活動を通して相手を思いやる気持ちや社会に貢献しようとする心を育てる取組を行っている」【小学部「そう思う」「ややそう思う」の合計は回答者の92%、中学部は同様の設問なし】
  - ②「中学生の学習発表会や部活動見学会などに小学生が見学、参加していることは、中学生にとっても励みとなり、小学生にとってもよい刺激になっている」【小学部「そう思う」「ややそう思う」の合計は回答者の88%。中学部の合計は回答者の94%】
  - ③「子どもの様子から学校でのいきいきとした生活の様子が感じられる」【小学部「そう思う」「ややそう思う」の合計は回答者の95%、中学部は同様の設問はなし】など同校が力を入れている教育活動に対して肯定的な結果が得られている。
- 25) 2015年6月19日付、日本経済新聞参照。
- 26) 同上参照。
- 27) 文部科学省（小中一貫教育フォーラム配付資料）『小中一貫教育 答申・実態調査解説』2015年。
- 28) 筆者は児童生徒の自己有用感の育成等にポイントを絞り、今後の研究につなげていきたいと考える。

## 参考文献

- 青木哲男「小中一貫校の教員の連携」学事出版『月刊生徒指導』40巻15号、2010年、14-19頁
- 酒井徹『いじめ克服の日常プログラム』学事出版、1997年
- 田中理絵「いじめと非行」NHK出版『児童・生徒指導の理論と実践』2012年、138-151頁
- 本間惇平「義務教育学校実践レポート」小学館『総合教育技術』71巻13号、2016年、18-21頁
- 山本公啓「2016年度から小中一貫教育が制度化へ先行自治体に学ぶ課題」日本経済新聞社『日経グローバル』No.270（通巻705号）、2015年、10-23頁
- 横浜市教育委員会『「いじめ」根絶！横浜メソッド』学研教育みらい、2014年
- 横浜市教育文化研究所「継ぎ目のない9年間の義務教育」『jan』vol52、2017年、16-17頁
- 吉田武男「特別活動の指導と人間形成の視点」学文社『特別活動と人間形成』2014年、109-128頁
- 和田成「小中一貫教育にどんな可能性を描いていますか？」学研教育みらい『教育ジャーナル』53巻12号、2015年、10-19頁
- 渡辺敦司「教育最前線」時事通信社『教員養成セミナー』39巻4号、2016年、128-131頁



# Prospects and Issues on the Guidance and Counseling at a Compulsory Education School:

A case study of Kirigaoka Gakuen of Yokohama City

SAKAI Toru

**Keywords:** counseling and guidance, partnership between elementary and junior high school, compulsory education school, the feeling of being useful(self-esteem)

In recent times, more and more issues associated with elementary and junior high school students have been drawing attention within our current school system. It is believed that changes in our social structure and one's sense of values have influenced the thought and behavioral patterns of students, and the effects of these changes appear to be accelerated year by year. Under these circumstances, the importance of promoting a unified elementary and junior high school education system is considered as a new countermeasure to deal with the challenges we now face.

Unified education from elementary through to junior high school (Year One to Nine) enables students of different age groups to interact with each other. The continuation of these interactions and activities helps to foster self-worth and purpose within students, in-turn this helps to form healthy human relationships.

By utilizing the nine years of unified education from elementary to junior high school, Kirigaoka Gakuen Compulsory Education School in Yokohama City has been tackling various issues with a primary focus on the bullying problem. The results of such initiatives have been reflected in the questionnaires answered by elementary and junior high school students and their parents. In addition, it can be said that bullying, violence, and the refusal to go to school due to problems with personal relationships can be prevented at an early stage.

If we reinforce the partnership between different schools and promote a unified education from elementary through to junior high school further, it is believed that not only will Guidance and Counseling be enriched, but also the development of the health of children.

